

環境審議会委員から提出された意見と対応について

No.	委員名	意見概要(要約)	意見に対する市の考え方	提出日
1	A	自然、人体等、環境を破壊する行為については、絶対に許される行為ではありません。条例については、早急に改正すべきであると考えます。この改正案を支持させて頂きます。	引き続き、条例改正に向けて、対応してまいります。	3月18日
2	B	自然環境を守るためには、この条例は必要不可欠だと思いますので、条例改正について賛成します。千葉県と連絡を密にして市の条例により対応していければと思います。なお、経験や専門知識を有する人材の確保を行い、市の執行体制の強化を望みます。	ご指摘いただきました点につきまして、人事や組織部門にも要望し、体制の強化を目指したいと考えております。	3月22日
3	C	1.改良土の埋め立ての許可基準について 今回の改正では、土壤環境基準に加え、水質汚濁に係る環境基準・植物の生育等を考慮し、土砂等のpH4.5～8.0の範囲などの追加基準を定めるとのことだが、許可基準の決定に際しては、決定機関、決定までの経緯を明確にし、事業主に自信を持って対応(指導等)ができるものとして欲しい。	許可基準等については、下記に基づいて、作成しました。 土壤環境基準・・・現行条例と同等の基準 水質汚濁に係る環境基準・・・市街化調整区域の飲料水を地下水にたよる地域が狙われるため、規制の強化 土砂等のpH・・・特定事業の目的が農地転用、林地開発等を伴うものが多くあり、作物、動植物の生育・生息等を考慮し、「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」から基準を引用しました。 許可基準の決定等については、ご指摘の通り経緯などを明確にしていきたいと考えております。	3月23日
		2.面積要件 500㎡未満の埋め立ても今回の改正では事前届出制とするなど大いに改善されたものと思っております。 しかしながら、500㎡未満の取り扱いを細かく規定しておかなければ法の盲点となることも考えられます。500㎡未満の埋め立てが数多くあることも認識していますが再度検討してください。	残土を用いない購入土での埋立てについては、0㎡以上(上限の面積を設けない)の埋立てを届出制と考えているところですが、面積については、悩んだところですが、ご指摘のとおり盲点となるところですので、今後、事前届出制の取り扱い規定を定めて行きたいと考えております。	3月23日
		3.体制整備 担当課としては、市民の安心・安全のため一刻も早い条例施行を目指し、施行日を平成29年1月1日としています。また、施行を目指し、現職警察官、警察官OBの派遣依頼、職員の増員要望をしていると聞いているが、未だ確約がとれているものではないと聞いています。 条例施行前後の市の対応が今後の運用に大きく関わってくる大切な時期でもあり、多くのトラブルも発生する可能性を含んでいると思っています。 施行時期については、市の体制が整備された後でもいいのではと考えており、再度検討をしていただきたいと思います。	ご指摘のとおり、スケジュールがタイトであり、その上、体制が確約されているものではありません。しかしながら、この改良土の規制については、早急な対応が求められていることから、今回の条例改正を提案しているところです。 今後も、体制強化に向けて、人事や組織当局に要望を続けてまいります。	3月23日

4	D	埋立てに使われた改良土の地質検査の義務化が望まれます。3,000㎡以上の埋立てに関しても、市の基準で許可を出していくべきと考えます。改良土は都市部の地盤に使用しても、印西市のように農業生産が盛んで浅井戸を使う地域には使用すべきではありません。焼却灰を使うことからダイオキシン類、地下の泥土からはジクロロエチレンのような有機溶剤が紛れ込んでくる心配もあります。またサンプルの改良土のpHは素手で触るのがためられるような値でした。良好な農地を保全するため、埋立てや盛土をする場合は周辺の農業者や居住者が同意することも必要です。また市との協議も必要と考えます。また、同意しない人に対して因果関係が究明できない嫌がらせなどが過去にあったとも聞いています。こうしたことも聞き取りを行って、不適切な業者の排除も行うべきだと考えます。	ご指摘の点について、注視しながら、引き続き、残土条例の改正に向けて、対応してまいります。	4月11日
		この問題は放置すれば大きな負の遺産を印西市が抱えることになりかねません。早急に県残土条例が目指していた環境の保全・災害の防止のため、市の残土条例を改正して、県条例の適用除外を受けることが必要と考えます。	ご指摘頂いた点を踏まえ、引き続き、残土条例の改正に向けて、対応してまいります。	4月11日
5	E	印西市の安全な土壌や豊かな自然環境をもなくしかねないことにもなります。早急に残土条例を改正して、無秩序に埋立てなどが行われないようにして欲しいものです。この条例について、市民にも解るように説明をしていただいて、「地主の方が土地を手放さない」、「悪徳業者に騙されない」ため、市役所や関係者の方は、本気になってこの条例を改正して欲しいと思います。	ご指摘頂いた点に留意しながら、引き続き、残土条例の改正に向けて、対応してまいります。	4月11日
6	F	残土埋立ては環境を破壊し、また、土壌を汚染し、地下水のようにすぐに影響が現れずに年月を経てから現れるものもあり、不安です。旧印旛地区は農村地帯です。農作物への悪影響、又、井戸水を利用している家庭が大半ですので、健康被害等が心配になります。厳しく対応した方が良いでしょう。課題もありますが、市民の生活を考えてメリットを優先させた方が良いでしょう。残土条例の全部改正を行った方が良いでしょう。	ご指摘頂いた点については、市としても十分理解しておりますので、引き続き、残土条例の改正に向けて、対応してまいります。	4月12日
7	G	全般的な意見 土壌の汚染及び災害の発生の防止に関し、市民目線で現状を分かりやすく情報提供をお願いします。そして、被害防止のため、市民の方の協力を得ましょう。印西市として、技量、人数を含めた人員の確保をお願いします。印西市を守るのが第一ですが、千葉県、隣接市町村そして印西市内関係団体との連携もお願いいたします。 諮問に対する意見としては、印西市の土壌を守る独自条例を適正と判断します。 なお、抽象的な文言を具体的な数値や内容にしたら如何でしょうか 第22条定期的に、第33条2定期的に施工状況	ご指摘頂いた点に留意しながら、引き続き、残土条例の改正に向けて、対応してまいります。 また、文言等については、条例を補完するため、規則において修正していく予定です。	4月12日